

個

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 税務署 処理 欄	個別帰属	一連番号					
所在地	電話( ) -	事業種目							連結グループ整理番号					
		期末現在の資本の金額又は出資金額			円				整理番号					
(フリガナ) 連結法人名	(印)	同非区分			同族会社	非同族の同族会社		非同族会社	連結事業年度(至)					
		経理責任者自署押印							兆	十億	百万			
代表者 自署押印	(印)	旧所在地及び 旧法人名							売上金額					
									届出年月日					
代表者 住 所		添付書類			貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書				申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分	
									通信日付印	確認印	省略	年 月 日		
連絡親法人名及び 納税地									年 月 日	年 月 日		年 月 日		

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

別表付要否  
○ 否 ○

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

## 申告に係る届出書

税理士法第30条  
の書面提出有  
○

個別所得金額又は 個別欠損金額 (別表四の二付表「17①」+別表七の二付表「36」)	1	十億 百万 千 円	連結欠損金の繰戻しによる 還付金の個別帰属額 (13)	13	十億 百万 千 円
算出連結法人税個別帰属額 (28)又は(29)	2		連結法人税個別帰属額 (12)-(13)	14	
連結法人税額の特別控除額 (別表六の二(三)「2」+別表六の二(四)「1」+別表六の二(五)「2」+別表六の二(六)「3」+別表六の二(七)「1」+別表六の二(八)「2」+別表六の二(九)「2」)	3		こに この 届 出 も が の 修 正 あ る 申 告 場 合 等 合	15	外 十億 百万 千 円
差引連結法人税個別帰属額 (2)-(3)	4		個別所得金額又は 個別欠損金額 課税個別土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二) (二)「25」+別表三(三)「26」)	16	
個別リース特別控除取戻税額 (別表六(十一)「30」+別表六(十四)「30」+ 別表六(十八)「30」+別表六(二十二)「30」)	5		課税個別土地譲渡利益金額 基準個別金額 個別税額 連個別帰属額 この届出の原因となった申告等により増加する連結法人税個別帰属額又は減少する連結法人税個別帰属額((14)-(13))又は((18)-(14))	17	
土地益譲渡金 同上に対する税額 (30)+(31)+(32)	6		連結欠損金個別帰属額の当期減少額 (別表七の二付表二「32」)	18	
連留 保 結 金 基準個別留保金額 (別表三の二付表「38」)	7		翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表二「33」+「39」)	19	
同上に対する税額 (30)+(31)+(32)	8		この申のこ 連接欠損金個別帰 属額の当期減少額 翌期へ繰り越す連 接欠損金個別帰属 額の修正ものの	20	
連留 保 結 金 同上に対する税額 (別表三の二付表「48」)	9		連接所得に対する法人税額 (別表一の二(一)「2」)	21	
連接法人税個別帰属額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10		算出連接法人税個別帰属額 (25)× $\frac{22}{24}$ 又は(25)の24%相当額	22	
個別控除税額 (35)	11		算出連接法人税個別帰属額 (26)の32%相当額	23	
差引連結所得に対する連接法人税 個別帰属額 (10)-(11)	12		連接所得に対する法人税額 (別表一の二(一)「2」)	24	
連中 出別 連 結 法 人 の 計 算 の 他 の 考 察	連接所得金額 (別表一の二(一)「1」)	24	算出連接法人税個別帰属額 (25)× $\frac{22}{24}$ 又は(25)の24%相当額	25	
個別所得金額又は 個別欠損金額(1)	25		算出連接法人税個別帰属額 (26)の32%相当額	26	
個別所得金額又は 個別欠損金額(1)	26		中間配当の金額 (利益の配当(剩余金の分配)の金額 (中間配当を除く。))	36	
土税 地 の 内 渡 額 個 別 土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)「27」)	30		利益又は剩余金処分による賞与の額 中間配当の効力発生の日 決算確定の日	37	
同上 (別表三(二)の二)「28」)	31		平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日	38	
個別控除税額 (33)+(34)	35		平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日		

税理士  
署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……平十五・三・三十一以後終了連結事業年度分

## 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他事項（以下「個別帰属額等」という。）を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表二～別表十七を使用してください。

### 1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

### 2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二（一）各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

### 3 添付書類

この届出書（別表二～別表十七を含む。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (5) 組織再編成に係る主要な事項の明細書